

公益財団法人愛知県スポーツ協会評議員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、公益財団法人愛知県スポーツ協会の評議員会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(種類)

第2条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とし、前者は毎年1回6月に理事会の決議に基づき、代表理事がこれを招集する。

2 前項にかかわらず、代表理事は評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、名古屋地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続)

第3条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 次に掲げる事項が評議員会の目的であるときは、当該事項に係る議案の概要

ア 役員等の選任

イ 事業の全部の譲渡

ウ 定款の変更

エ 残余財産の処分

オ 基本財産の処分又は除外の承認

(招集の通知)

第4条 評議員会を招集するには、代表理事（第2条第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあってはその評議員、次項において同じ）は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

2 代表理事は、前項の書面による通知の発出に代えて評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の通知には、第3条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(招集手続の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意す

る旨を書面又は、電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第6条 定款第20条第3項に定める評議員会の議長は開催の都度、出席した評議員の互選により選出する。

(定足数)

第7条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者を確認しなければならない。

(決議事項)

第8条 評議員会は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 評議員並びに役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算
- (4) 残余財産の処分
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部譲渡
- (6) 評議員会に提出・提供された資料を調査する者の選任
- (7) 評議員の請求により又は評議員により招集された評議員会においては、業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (8) 評議員会の延期又は続行
- (9) 基本財産への繰入れ及び不可欠基本財産の処分又は担保提供
- (10) 公益目的取得財産残額の贈与

2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

ただし、前項6号及び第7号に係る事項については、この限りではない。

(議決)

第9条 評議員会の議事は議決に加わることができる評議員現在数の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員等の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 公益目的事業の全部の廃止
- (6) 合併契約の承認

3 前2項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第10条 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 出席した評議員、理事、監事の氏名
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容
 - ア 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見をのべたとき。
 - イ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由をのべたとき。
 - ウ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めて、評議員会に報告したとき。
- (5) 議長の氏名
- (6) 議事録署名人及び議事録を作成に係る職務を行った者の氏名

(議事録の配布)

第11条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(事務局)

第12条 評議員会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第14条 この規程に規定していない事項については、定款、その他の規程等及び関係法令に準ずるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月22日から施行する。